

# アメリカ国際租税政策の一側面

— CFC・サブパートF・外国事業体・エンロン —

## 関 口 智

1. はじめに
2. 1990年代の国外所得の動向
3. 国際的租税回避スキーム
4. エンロンの海外活動の実態
5. むすびにかえて

### 1. はじめに

アメリカ連邦政府は、再び財政赤字と経常赤字という双子の赤字に直面している。言うまでもなく、再びというのは、1980年代にも双子の赤字に悩まされていたからである。とはいえ、現在の双子の赤字は、1980年代と同様の状況が継続しているものではなく、2000年代に再度発生した財政赤字と、1990年代前半に解消しつつも、それ以降は一貫して発生し続けている経常赤字の状況を示している。

経常収支の状況を国際収支という資金循環の観点から見ると、貿易赤字が海外資金のアメリカ国内への流入と、アメリカから国外へ流出した資金の再投資から生じる投資収益等でファイナンスされているといえるであろう。

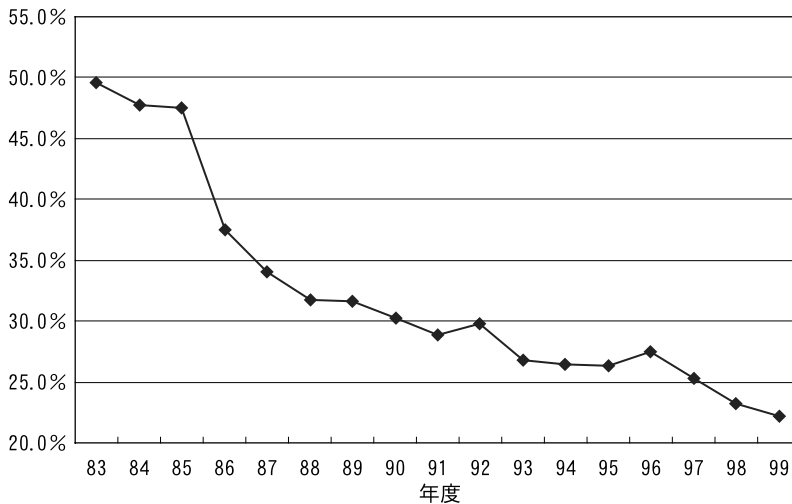
本稿で着目するのは、そのような資金循環過程に対する課税の一側面、とりわけ海外直接投資（企業移転）から生じた収益に対する、アメリカの租税政策である<sup>1)</sup>。この側面の着目するのは、以下の興味深い事実からである。

第一に、確かに1990年代後半以降、経常収支は一貫して赤字を計上し続けているが、その内訳を見てみると、海外への直接投資による収支を示す直接投資収支は黒字を計上していること。

---

1) 海外間接投資や対内直接・間接投資と税制の関係、移転価格税制については別の機会に論じる。近年、アメリカ親会社と海外子会社という法人グループの関係を海外親会社とアメリカ子会社という法人グループの关系到転換する、法人の逆移籍（Corporate inversion）が問題となっている（詳細はDepartment of the Treasury(2002)を参照）。ここでは、法人の逆移籍の本質が、アメリカの法人所得税の課税所得を、全世界合算所得から国内源泉所得のみへと縮小することにある点を指摘しておくにとどめる。

【図1】 アメリカ海外進出企業の国外実効税率 (1983-1999年)



(注1) 「国外実効税率 = 外国税額 / 国外所得」で算出

(資料) Sullivan, Martin A (2002), Figure 1.

第二に、にもかかわらず、【図1】にあるように、アメリカ企業の国外実効税率（国外所得に占める外国税額の割合）は、一貫して減少傾向にあることである<sup>2)</sup>。

その要因は何か。本稿では特にアメリカが財政再建を達成した時期（1990年代）における、アメリカ企業の海外直接投資から生じた国外所得とアメリカの法人所得税収との関連に注目してみたい。アメリカの課税権という視点から見れば、アメリカの課税権が国外所得にどれだけ及んでいるのかということになる。

本稿の手順について述べておこう。はじめに、アメリカ企業の1990年代の国外所得の動向や国外への進出形態について把握する。次に、国際的租税回避のスキームについて、1990年代に急成長したにもかかわらず、2001年11月に突然破綻したエンロンを事例にして把握する。最後に、エンロンの活動実態について、主に国外での活動に焦点を絞って実証してみたい<sup>3)</sup>。本稿における当面の目的は、1990年代の国外所得の動向とエンロンの国際租税戦略の基本スキームを見ることにあるが、その究極の課題は、財政再建期におけるアメリカの国際租税政策の一側面を描き出すことにある。

2) ただし、アメリカの全世界所得課税・外国税額控除方式とサブパート F 規定という制度の枠組みを考慮すると、国外実効税率が直ちに全社的な全世界レベルの租税負担を暗示するものではない。この点については後に触れる。

3) エンロンの租税制度・会計制度からの包括的な分析は、関口 (2006a) 参照。

【表1】 課税所得（控除前）と会計利益の乖離の内訳（物価調整後1992 = 100）

（単位：百万ドル）

年度	会計利益	課税所得	乖離 -	乖離の内訳			
				国外所得 (留保額)	減価償却超過	ストックオプション 控除	その他
1986	278,949	174,343	104,606	11,837	42,829	-	49,940
1987	336,627	265,061	71,566	21,844	39,416	-	10,306
1988	429,160	363,695	65,465	15,948	35,983	-	13,534
1989	359,966	281,223	78,743	13,323	26,882	-	38,538
1990	283,561	244,449	39,112	21,993	14,537	-	2,582
1991	242,047	222,061	19,986	18,097	7,243	-	5,354
1992	208,817	251,587	42,770	15,733	3,014	14,086	75,603
1993	334,174	298,370	35,804	28,363	2,783	14,918	10,260
1994	450,678	338,856	111,822	22,098	8,089	9,861	71,774
1995	514,399	401,874	112,525	42,079	12,055	16,248	42,143
1996	607,969	434,264	173,706	41,165	15,583	28,983	87,975
1997	646,165	448,726	197,439	41,721	20,682	37,261	97,775
1998	641,978	393,851	248,126	27,216	23,546	63,348	134,015

(1) 会社：資産規模2億5000万ドル超の法人、(2) 課税所得は繰越欠損金控除前、(3) 1991年以前のストックオプションは数値不明、

(4) 国外所得は国外所得から国内に送金された額を控除している。

(資料) Desai, M. A. [2002] Table 1. figure 2. より算出

## 2. 1990年代の国外所得の動向

### 国外会計利益と国外源泉所得の乖離：租税制度と会計制度の相違

1990年代後半の財政赤字の解消は、歳出削減のみならず好景気による税収増が寄与した。景気回復により増加した所得に対して弾力性のある個人所得税の増収が寄与したことは言うまでもない。しかし、同じ所得課税であるはずの法人所得税の税収はそれほど増加していない。既に関口 (2005, 2006a, 2006b, 2006c) で指摘してきたように、その要因は加速度減価償却の増加・ストックオプション控除の増加・国外所得の本国送金額の減少・タックスシェルターの増大等による課税ベースの侵食、代替ミニマム税 (Alternative Minimum Tax) の機能不全、税額控除の増加、S法人の拡大、繰越欠損金等であった。

これらの要因の中で、【図1】で確認したアメリカ企業の国外実効税率の減少傾向から着目すべきは、「国外所得の本国送金額の減少」である。この現象については、アメリカの租税制度と会計制度での国外で生じた所得（利益）の取り扱いの相違によっても把握することができる<sup>4)</sup>。Desai (2002) は、【表1】のようにアメリカ法人企業の課税所得と会計利益の乖離を指摘し、国外で生じた利益（所得）の認識の相違により租税制度と会計制度とで生じる乖離を、

4) ただし、会計利益と課税所得の乖離は両者のいずれかが正しく算定されないと相対的なものとなってしまう限界がある。なお、本稿でいう国外所得は国外会計利益に等しいものとして論じている。

「国外所得（留保額）<sup>5)</sup>」として把握している<sup>6)</sup>。

この乖離の要因について明らかにするためには、アメリカの租税制度（国際課税制度）と会計制度（連結財務諸表）での国外で生じた所得（利益）の取り扱いの相違を理解する必要がある。というのは、「国外所得（留保額）」は、親会社から見た会計上の「国外会計利益」と課税所得に含まれる租税法上の「国外源泉所得」との乖離を示しているからである。

まず、親会社から見た「国外会計利益」の構成要素について確認すれば、当期に連結子会社で発生した国外会計損益（税引前、少数株主損益控除後）および持分法適用会社で当期に発生した国外損益（税引後）である。これを本国親会社の視点から見れば、これら外国子会社等の損益が、発生時点で親会社で「国外会計利益」として把握されている<sup>7)</sup>。

本国親会社から見た課税所得に含まれる「国外源泉所得」の構成要素は、租税法上、概ね国外からの所得（外国子会社から配当、外国税、国外源泉の利子・賃料及び技術・サービス輸出によるロイヤリティー、国外支店の所得、売上ソース・ルールに基づく輸出利益、被支配外国子会社（Controlled Foreign Corporation. 以下CFC）のサブパートF所得等）である<sup>8)</sup>。

確認すべきは、会計上の「国外会計利益」と租税法上の課税ベースに含まれる「国外源泉所得」とが、必ずしも一致していない点である。言い換えれば、被支配外国法人（CFC）のサブパートF所得を除くと、会計上の「国外会計利益」のうち、概ね本国送金分が本国親会社の課税所得に合算される「国外源泉所得」であり、概ね留保分（再投資分）が本国親会社の課税所得に合算されない部分となる。

そこで次に説明すべきは、被支配外国法人（CFC）のサブパートF所得となる。そのためには、アメリカ租税法の国際課税に対する基本的な考え方を理解しておく必要がある。この点についても確認しておこう。

アメリカでは、居住法人の全世界所得を課税対象とすることを原則としている。従って、企業が外国に子会社を設立して進出し、進出国での所得（国外所得）を本国親会社に送金すれば、国際的<sup>2</sup>二重課税が生じる。というのは、外国で外国法人所得税が課税され、外国子会社が本国親会社に配当をおこなえば、本国での課税ベースに算入されて本国法人所得税が課税されるからである。アメリカでは国際的<sup>2</sup>二重課税を排除すべく、外国子会社が国外所得を配当した場合に、配当金に対応する税額を親会社に外国税額控除として控除を認めている。

このような形で採用されている全世界合算課税・外国税額控除方式では、国内企業と国外進出企業の所得が、最終的には同じアメリカの税率に直面することになるので、資本輸出の中立

5) 厳密には国外で再投資された利益（Reinvested Earnings Abroad）。

6) Yin（2003：1809）も、多国籍企業の租税回避行動が全世界所得（利益）でみた会計と税制の乖離を拡大させる点を指摘している。

7) Henry Loue, Gerald Siliverstein, and Donald J. Rousslang. (2006：9 10)

8) Henry Loue, Gerald Siliverstein, and Donald J. Rousslang. (2006：6 7)

性や国内的公平が確保できる。しかし、見方をかえてみると、この方式では、国外進出企業がアメリカよりも低税率の国に進出しても、本国アメリカに配当をおこなうと、アメリカの税率と外国の税率の差に相当する分を、本国アメリカに追加納付することになる。

つまり、アメリカ国外に進出した企業の視点から見れば、低税率国に進出した場合の外国での租税負担は少ないが、その所得を本国親会社に配当すれば本国で追加納付が生じるので、全社的な租税負担軽減というメリットが享受できない。「はじめに」で指摘した国外実効税率で言えば、これは部分的な負担率を示すにすぎず、本国に配当されれば本国の税率で追加負担するので、本国と低税率国を合算して考えた全社的な租税負担率は、本国で同額の利益を計上した場合と同じになるのである。

低税率国に進出して租税負担軽減のメリットを全社的に享受するためには、外国子会社が本国親会社に配当せず低税率国に留保すればよい。もし、アメリカの親会社に配当せず、低税率の国に留保して再投資を継続すれば、そこで生じた投資収益は低税率の国で課税されるのみとなり、アメリカ親会社と外国子会社の税率差分の追加課税を恒久的に繰延べることができるからである。しかし、このような本国の課税を繰延べる行為を抑止すべく、アメリカでは被支配外国法人（CFC）の留保所得を本国親会社の利益として合算課税する規定を設けている。それがサブパートF規則である。

被支配外国法人（CFC）とは、アメリカの株主が直接・間接に法人の課税年度中に議決権を有する株式又は株式の価値の50%超を保有している外国法人をいう。また、サブパートF所得とは、サブパートF規定に本国親会社の課税所得に合算すべきと列挙されている所得であり、租税法上で受取利子、配当、キャピタルゲイン等の受動的所得に限定している。

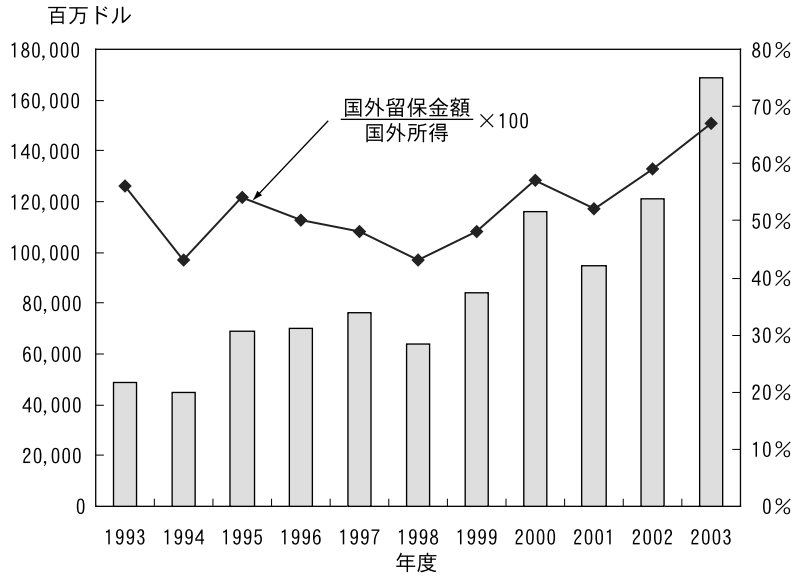
以上を確認すると、【表1】で「国外所得（留保額）」として示される乖離の主たる要因が、会計上把握された「国外会計利益」のうち、アメリカ親会社に送金されず、かつ、アメリカのサブパートF所得としても認識されない部分であると解釈できるであろう。

乖離の主要因の相対的变化：本国送金額とサブパートF所得の相対的縮小

【表1】の親会社から見た会計上の「国外会計利益」と租税法上の「国外源泉所得」との乖離を示す「国外所得（留保額）」は、基本的には増加傾向にあるように見える。ここでは乖離金額の動向について、本国の課税所得として合算される2つの主要因である本国送金額とサブパートF所得の変化に着目する。というのは、乖離の金額が最も大きくなるのは、本国送金額が少なく（国外留保金額が大き）、国外留保金額のうち本国でサブパートF所得として合算される額が少ない場合だからである。

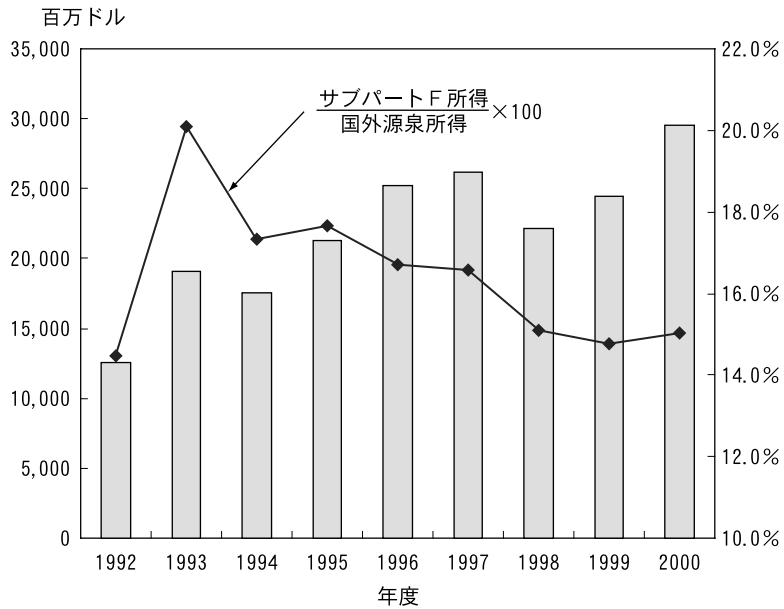
まず、本国送金額（又は国外留保金額）の変遷についてみてみよう。【図2】にあるように、1993年の49億ドルから2000年には116億ドルと約2倍、2003年には169億ドル（1993年の約3倍）と、留保金額自体が増加していることが確認できる。また、国外所得にしめる国外留保金額の割合も増加傾向にある。このことは、本国への送金割合が減少していることを示している。

【図2】 アメリカ海外進出企業の国外留保金額の動向



(資料) Sullivan, Martin A (2004), Figure 3.

【図3】 サブパートF所得の動向



(資料) U.S. Department of the Treasury, *Statistics of Income Corporation Income tax Returns*, U.S. Government Printing Office. 各年度版より作成。

そこで次に、本国に送金されずとも、本国で合算課税されるサブパートF所得の動向について、【図3】で確認してみよう。サブパートF所得の金額自体は増加している。しかし、租税法上の国外源泉所得に占めるサブパートF所得の割合は減少している。このことは、国外源泉所得のうち、本国で課税対象となるサブパートF所得が相対的に縮小傾向にあることを示している。

以上のようにみても、居住法人の全世界所得を課税対象にすることを原則としているアメリカの課税が、「国外会計利益」の留保による課税の繰延と、課税の繰延を防止するサブパートF所得の減少という2要因により、機能不全に陥っていたことがわかる。言い換えれば、海外投資から生じた収益に対するアメリカの合算課税の機能不全が、アメリカの法人所得税収が低下している一つの要因になっているといえよう。

乖離の主な内訳

これまでアメリカ法人企業全体における「国外会計利益」と「国外源泉所得」との乖離傾向を見てきたが、ここではアメリカの製造業に絞って、乖離の主な内訳について確認してみたい。【表2】は、アメリカの製造業（約200社前後）の親会社から見た会計上の「国外会計利益」と外国税額控除申告書（From1118）に記載される「国外源泉所得」との乖離の主な内訳を示している。

会計利益への加算項目で主要なものを見てみよう。「関連当事者からの受取利子・ロイヤリティー」は、連結財務諸表では内部取引として相殺されてしまう金額である。「被支配外国法

【表2】 国外会計利益と国外源泉所得の乖離：主な内訳

(単位：百万ドル)

		1992	1996
サンプル企業数		168	299
資産総額 (10億ドル)		874	1,753
会計制度：国外会計利益		24,393	73,897
加算	関連当事者からの受取利子・特許料	3,929	15,458
	ソースルール (sales source rule) で国外源泉所得となる純所得	3,544	10,477
	被支配外国法人 (CFC) の当期損失	2,814	5,122
	前年度租税法上の留保利益 (E&P) からの分配額	5,629	10,839
減算	未分配の租税法上の留保利益 (E&P)	16,053	43,589
	国外源泉所得から控除される国内支出	8,172	23,921
	その他のバスケットの国外源泉所得 (除; FSC バスケット, 受動所得バスケット) - 902バスケットの外国税額控除額	772	2,509
調整不能額		3,835	9,649
租税制度：国外源泉所得 (一般バスケット分のみ)		19,147	55,423
【参考】租税制度：国外源泉所得		20,667	60,060

(1)アメリカ製造業 (2)国外源泉所得がプラス (3)国外源泉所得に対する支払外国税額の割合が100%以下

(4)輸出に際して売上源泉原則または FSC を適用 (5)税務申告書と財務諸表が利用可能

(資料) Henry Loue, Gerald Siliverstein, and Donald J. Rousslang. (2006). Table2

人 (CFC) の当期損失」は、連結財務諸表では利益と相殺されてしまう金額である。また、「ソース・ルールにより国外源泉所得となる純輸出」は、概ね租税法上のみ国外所得と認められる輸出による所得である。

一方、会計利益からの減算項目のうち主要なものを見てみよう。「未分配の租税法上の留保利益 (E & P)」は、会計上は発生時に把握された利益のうち配当されずに留保された部分で、かつ、租税法上のサブパート F 所得にもならなかった金額である。また、「国外源泉所得から控除される国内支出」は会計上は本国の利益から控除される国内費用だが、租税法上は国外子会社の利益獲得に貢献した部分として、国外子会社に配賦される費用の額である。

「国外会計利益」と「国外源泉所得」との乖離要因である加算・減算項目の中で目立つのは、減算項目の「未分配の租税法上の留保利益 (E & P)」であろう。この金額は、「国外会計利益」のうち留保された部分が大きければ大きいほど (送金額が少ないほど)、そして、租税法上のサブパート F 所得として判定されなければされないほど、大きくなる。乖離の中での当該金額の占める位置づけの大きさは、先に指摘した、本国に配当せずに留保し、それが租税法上のサブパート F 所得としても把握されないような会計上の「国外会計利益」つまり「国外所得 (留保額)」の増加という事実とも符合している。

アメリカの課税権という視点から言い換えれば、「未分配の租税法上の留保利益 (E & P)」の増加は、アメリカの課税権の行使が及ばない (又は課税が留保されている) 国外利益の額の増加である。当然のことながらこの金額の増加は、海外に進出したアメリカ企業にとってアメリカ国内での追加納付が発生しないことを意味するので、アメリカの法人税収にマイナスのインパクトをもたらしている。

#### 海外への進出形態と出資関係

これまで、海外への進出形態として子会社形態での進出を前提に議論を進めてきたが、その他の形態での進出も視野に入れて考えてみたい。企業が海外直接投資 (企業移転) をおこなう場合、支店形態で進出する場合と子会社形態で進出する場合等がある。この点について、間接的ではあるが【表 3】の外国税額控除の統計から把握してみたい<sup>9)</sup>。

「当期外国税支払額合計」の内訳から見て取れるのは、海外への進出形態である。「直接税額控除」は支店形態等で進出して外国で支払った税額であり、配当・留保は関係ない。一方、「間接税額控除」は子会社形態で進出して外国で支払った税額のうち、本国に送金された分の税額を示している<sup>10)</sup>。

「当期外国税支払額合計」に占める「間接税額控除」の割合は60%超となっている。つまり

9) 外国子会社からの配当による外国税額控除の利用で、アメリカ国内での租税負担の減少がみられるか等については、別の機会に検討する。

10) 外国子会社が配当しなかった場合、あるいはサブパート F 所得となっていない場合の外国税額は「間接税額控除」には出てこない点には留意が必要となる。



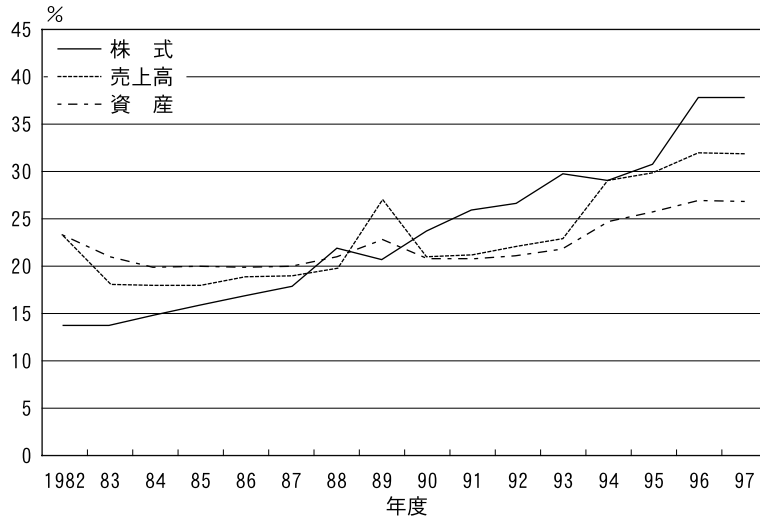
【表3】 外国税額控除の内訳

(単位：百万円)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
外国税額控除要求額	21,533	22,895	25,419	30,416	40,255	42,223	37,338	38,271	48,355
控除可能な外国税	28,468	30,332	32,511	37,380	48,085	49,979	47,576	47,776	61,507
特定外国税控除	1,264	1,214	1,319	1,323	1,772	2,516	2,477	2,832	3,413
翌期繰越額	7,157	7,830	7,361	7,774	8,680	7,416	9,369	9,299	12,406
当期外国税支払額合計 ( )	22,574	23,716	26,470	30,930	41,177	45,080	40,684	41,309	52,514
直接税額控除	9,336	8,966	9,917	11,796	14,386	16,057	13,609	15,614	19,799
源泉									
配当	1,596	1,383	1,872	1,835	2,544	2,767	2,194	2,345	2,203
利子	274	286	260	390	541	641	784	561	758
使用料・賃料・免許料	1,173	1,055	1,163	1,890	1,994	2,238	2,213	2,281	2,974
その他									
支店所得	3,990	4,204	4,179	5,107	5,550	6,063	4,862	6,412	8,894
特別配分所得	31	8	10	12	5	30	9	84	40
サービス所得	171	211	216	245	316	293	387	342	302
其他所得	2,101	1,819	2,217	2,318	3,436	4,024	3,160	12,366	4,628
間接税額控除 ( )	13,239	14,750	16,552	19,133	26,792	29,023	27,075	25,695	32,714
海外進出の成熟度 ( / )	58.6%	62.2%	62.5%	61.9%	65.1%	64.4%	66.6%	62.2%	62.3%

(資料) U. S. Department of the Treasury, *Statistics of Income Corporation Income tax Returns*, U. S. Government Printing Office. 各年度版より作成。

【図4】 間接保有の関係会社の割合 (アメリカの海外直接投資) : 1982-1997年



(資料) Mihir A. Desai, C. Fritz Foley, and James R. Hines Jr. (2006), chart3.

金額的にはほとんどが子会社での進出形態であり、アメリカ企業の海外進出の成熟度の高さが伺える。

さらに、【図4】により、海外進出に際しての出資関係についてみてみれば、間接保有の関係会社の増加という、間接的な出資形態の割合が増大していることがわかるであろう。

### 3. 国際的租税回避スキーム——ハイブリッド事業体

本節では、国際的租税回避のスキームについて、エンロン社を事例にして把握してみたい。エンロン社は1990年代に急成長して2000年には売上高全米第7位の巨大エネルギー企業になっていたが、2001年11月突然に破綻した。あらかじめ断っておくべきは、ここでエンロン社を取り上げるのは、その破綻のプロセスの全容を解明するためではない。1990年代の国外源泉所得の増大とアメリカの法人所得税収との関連を分析し、その問題点を提示する素材とするためである<sup>11)</sup>。

エンロンにとっての国際租税戦略の基本的なスキームは、プロジェクト国での国外所得をアメリカ本国に送金せず、かつ、アメリカ本国のサブパートF課税を受けない状況を創出するものであった。基本的なスキームについて順を追って確認してみたい。

#### (1) 外国税額控除方式の不採用：課税繰り延べ戦略

アメリカ親会社エンロンは、外国から親会社への配当を行い、アメリカ本国で外国税額控除を受けるといった戦略を採用せず、できるだけ低税率国に国外所得を留保し、課税を繰延べる戦略を採用しようとした。まずは外国税額控除の不採用の理由について確認してみよう。

あらかじめ理解すべきは、租税法上の国外源泉所得が大きければ大きいほど、外国税額控除限度額は大きくなるので、アメリカ本国での追加納付額を少なくできるという点である。しかしエンロンにとって問題となったのは、アメリカに親会社を持つグループ企業が、アメリカで発生した支払利子等の費用を、アメリカ国内の総資産と国外の総資産の割合に応じてアメリカの国内源泉と国外源泉とに配分するという規定だった。というのは、エンロンは国外にもかなりの資産を所有していたことから、この算定方法に従うと、外国税額控除算定の基礎となる国外源泉所得の金額を算出する際に、多額の支払利子等を国外の所得から控除することになったからである。このことは、外国税額控除算定の基礎となる国外源泉所得が小さくなることを意味するので、外国税額控除限度額も低くなり、結果として本国で追加負担が生じてしまう<sup>12)</sup>。

そのため、アメリカ親会社エンロンは、外国から親会社への配当を行い外国税額控除を受けるといった戦略を採用せず、できるだけ低税率国に国外所得を留保し、課税を繰延べる戦略を採用しようとしたのである。

---

11) エンロンを税制・会計統合アプローチで分析する際には、本アプローチの一方の軸となる会計制度からの逸脱が生じた点にも留意すべきである。

12) Joint Committee on taxation (2003: 370)。

## (2) サブパートFの回避戦略：合算課税の回避戦略

とはいえ、アメリカの国際課税では、外国子会社に利益を繰延べる行為を抑止すべく、外国子会社の留保所得を本国親会社の利益として合算課税するサブパートF規則を設けている。

そこでエンロンは、サブパートF規則に抵触しない、つまり、国外所得が本国アメリカの課税を受けずに国外に留保できる手段を必要としていた。その基本的な手段の一つが、国によって課税上の取り扱いを異にする事業体を実現する、ハイブリッド事業体であった。

チェック・ザ・ボックス規則の施行(1997年1月)前：キントナー原則

ハイブリッド事業体を実現するには、当該事業体の課税上の取り扱いを明確にしないと法的安定性を害する。この点を明確にしたのが、後に見るチェック・ザ・ボックス規則である。この規則の制定以前には事業体の課税上の取り扱いを判定する原則として、キントナー原則が採用されていた。当然のことながらエンロンもチェック・ザ・ボックス規則の制定以前は、キントナー原則に従って、ハイブリッド事業体を実現していた。

キントナー原則では、法人の性質を満たす4つの基準(有限責任性(limited liability)、経営管理の集中(centralized management)、持分譲渡の容易性(free transferability of interests)、事業の継続性(unlimited life))のうち、1~2つの項目しか満たさない場合には当該事業体はパートナーシップと判定され、3つ以上の項目を満たす場合は法人と判定される<sup>13)</sup>。しかし、キントナー原則の要件に適合させるためのスキームを考えると、結果的に複雑なスキームになってしまうという問題点もあった。その典型的なスキームの一つが、エンロンの採用した「ケイマン・トライアングル」である。【図5】を用いながらこの点について確認しておこう。

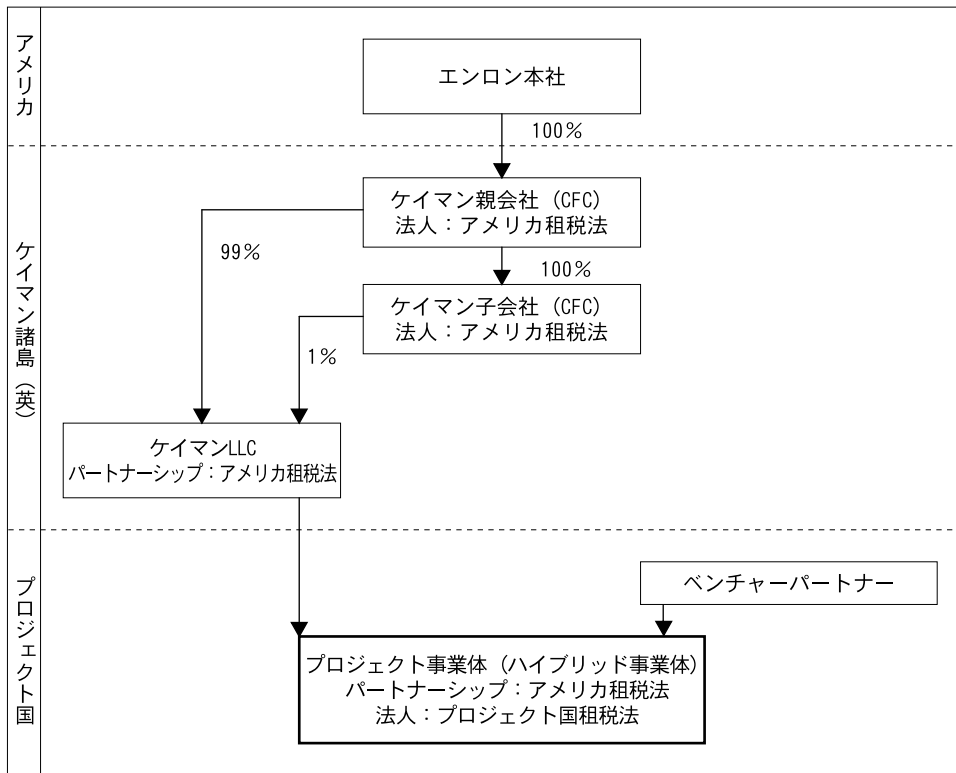
スキームの全体像は、プロジェクト国のプロジェクト事業体の活動から生じた所得に対して、アメリカ法人税の課税を繰り延べるスキームである。具体的には、プロジェクト事業体(ハイブリッド事業体)の所得を、アメリカ租税法でのサブパートF所得に認定されない積極的所得(active type income)にすることで合算課税を回避し、アメリカのエンロン本社に配当されるまで、アメリカ法人税の課税を繰り延べるスキームとなる。

まず、このスキームの出資関係について述べておこう<sup>14)</sup>。アメリカ本国のエンロン本社は、第一番目のケイマンの会社(以降、ケイマン親会社とする)に100%出資する。次に、ケイマン親会社が、第二番目のケイマンの会社(以降、ケイマン子会社とする)に100%出資する。両者とともにエンロン本社からみた被支配外国法人(CFC)である。さらに、ケイマン親会社とケイマン子会社(以降、ケイマン持株会社とする)は、ケイマンのlimited life company(以降、ケイマンLLCとする)にそれぞれ99%と1%出資する。最後にケイマンLLCは、エ

13) 本来は団体性と営利性を含む6つの要件であるが、両者は法人とパートナーシップに共通であるため、通常4つの要件で判定される。

14) Joint Committee on taxation (2003: 377).

【図5】 ケイマン・トライアングル：プロジェクト事業体から生じた収益の課税繰り延べ



(資料) Joint Committee on taxation (2003) より作成。

ンロン側の持分保有者としてプロジェクト国のプロジェクト事業体に直接出資する。仮にプロジェクトにパートナーがいる場合、そのパートナーもプロジェクト事業体の持分を保有する。ケイマン子会社、ケイマン LLC、そしてプロジェクト事業体は、特定のプロジェクトにのみ従事するというスキームである。

次に、それぞれの会社(事業体)に対してエンロンが適用しようとしたアメリカ租税法上の取り扱いについて述べておこう。エンロン親会社から見て、ケイマン親会社とケイマン子会社は、アメリカのサブパートF課税のなされる可能性のある被支配外国法人(CFC)である。また、ケイマン LLCは被支配外国法人を出資者とするパートナーシップである。そして、プロジェクト事業体はケイマン LLCとベンチャーパートナーをパートナーとするパートナーシップとなる。留意すべきは、エンロンがこの租税法上の取り扱いをキントナー原則の下でどのように実現したかである。その点について具体的に見ておこう。

#### 1) プロジェクト事業体の性格<sup>15)</sup>

15) Joint Committee on taxation (2003: 379).

プロジェクト事業体はプロジェクト国の租税法では法人扱いであるが、エンロンは、アメリカ租税法ではプロジェクト事業体がパートナーシップと判定されるようにした。いわゆるハイブリッド事業体である。エンロンはプロジェクト事業体の有する有限責任性と経営管理の集中という2つの要件は実務上重要であると判断していた。そのため、持分の譲渡制限と事業の解散規定を加えることで、キントナー原則の持分譲渡の容易性と事業の継続性という2つの要件を満たさないようにしてパートナーシップの判定を受けた。具体的には、ケイマン LLC の保有するプロジェクト事業体の持分は、プロジェクト事業体に投資している他のベンチャーパートナーの同意なく売却できない。ケイマン LLC 又はベンチャーパートナーの破産という事象が生じた場合には、プロジェクト事業体が解散する等である。このようなハイブリッド事業体をエンロンが実現しようとしたのは、アメリカ租税法上、プロジェクト事業体（ハイブリッド事業体）の所得を、次にみるケイマン LLC に帰属させようとしたからである。

## 2) ケイマン LLC の性格

エンロンは、ケイマン LLC もアメリカ租税法でパートナーシップと判定されるようにした。この点も重要である。というのは、ケイマン LLC がアメリカ租税法でパートナーシップになることは、プロジェクト事業体からケイマン LLC への、そしてケイマン LLC からケイマン持株会社への分配が単に企業内部取引となることを意味するので、プロジェクト事業体の所得がアメリカ租税法でのサブパート F 所得として認定されないことになるからである。仮にケイマン LLC が法人扱いとなると、ケイマン LLC からケイマン持株会社へのプロジェクト事業体の所得の分配が、サブパート F 所得（配当）と認定され、アメリカの法人税が課税されてしまうのである。

## 3) ケイマン子会社の性格<sup>16)</sup>

エンロンが出資した事業体がアメリカ租税法上のパートナーシップとして判定されようにするためには、キントナー原則の要件を満たさないようにすることが必要である。エンロンがパートナーシップの判定を得るために採用した持分譲渡制限規定は、結果としてエンロンの投資スキーム全体を複雑にした。キントナー原則の下でプロジェクト事業体の持分譲渡を容易にするためには、特定プロジェクトに従事するケイマン子会社を必要としたからである。

ケイマン子会社を設立した場合、ケイマン LLC によるプロジェクト事業体の持分譲渡が容易になる。というのは、ケイマン LLC が同じ特定プロジェクトに従事するケイマン子会社にプロジェクト事業体の持分を譲渡する際には、プロジェクト事業体の持分を有するベンチャーパートナーの同意を得ることが不要となるからである。また、ケイマン子会社を設立し、ケイマン子会社にプロジェクト事業体の持分を譲渡すれば、プロジェクト国の他の事業体に譲渡した場合に必要なプロジェクト国での課税や所有主登録を回避できる。さらに、このような

---

16) Joint Committee on taxation (2003 : 379).

譲渡によれば、プロジェクト国の法制度下における、その他の持分譲渡制限に関する規制や契約にも抵触しないのである。エンロンはこれら持分譲渡に関するメリットを生かすべく、ケイマン LLC の上位にケイマン子会社を設立した。

以上のように、アメリカ租税法上の取り扱いを意識してケイマン親会社を頂点に、ケイマン子会社とケイマン LLC という3つの事業体、いわゆる「ケイマン・トライアングル」が形成されたのである。「ケイマン・トライアングル」によるサブパートF回避のスキームは、エンロングループ内での被支配外国法人（CFC）や外国事業体の増加をもたらしたのみならず、間接的かつ複雑な支配関係を形成したともいえよう。

チェック・ザ・ボックス規則の施行（1997年1月）以後

キントナー原則の下では、キントナー原則の要件に合うようなスキームを考えるが、課税上の取り扱いが必ずしも明確ではなく、租税戦略を考える上で法的安定性にかけている側面があった。これに対して、1997年1月のチェック・ザ・ボックス規則の施行により、アメリカ租税法上、法人となるかパートナーシップとなるかの選択が明確化した。判断の対象となる事業体を「当然法人」と「適格法人」とに明確に区分し、「適格法人」について法人とパートナーシップの選択を、納税者ができるようにしたからである<sup>17)</sup>。

先に見た【図5】で言えば、ケイマン子会社が不要となり、ケイマン親会社がケイマン LLC を直接保有し、ケイマン LLC がプロジェクト事業体に出資することができる。あるケースでは、ケイマン LLC すら必要なく、ケイマン親会社が直接第3国のプロジェクト事業体に出資することも可能となる。しかし、通常、プロジェクト国の租税法上の解釈や持分譲渡制限に関する規制や契約で、ケイマン親会社単独でなく、少なくともケイマン親会社の支配下にあるケイマン特定事業体による投資が望ましいとすることが多いので、エンロンはケイマン LLC という特定事業体のスキームを残した<sup>18)</sup>。つまり、チェック・ザ・ボックス規制の施行以後は、従来あった「ケイマン・トライアングル」のうち、少なくともケイマン子会社は必要なくなった。

財務省・内国歳入庁（IRS）がチェック・ザ・ボックス規則を制定した意図は、キントナー原則により不明確で複雑化した判定を改善して判断基準を明確にすること、そのことで納税者及び課税当局の負担を軽減し、納税者の法的安定性を確保することであった。しかし他方で、サブパートFの回避等による租税負担の軽減にますます利用されるようになったという側面も否定できない。

この点について、施行後1年が経過した1998年1月に財務省・内国歳入庁は、Notice98 11として下記のような方針を告示している<sup>19)</sup>。

17) 渡邊（2000：587）

18) Joint Committee on taxation（2003：380）。

19) Notice 98 11（Treatment of Hybrid Arrangements under Subpart F）, 1998 1C.B. 433.

「最近の事業体区分の判断基準（チェック・ザ・ボックス規則のこと；引用者）は、……ハイブリッド支店の形成を容易にしている。……財務省と内国歳入庁は、下記に例示する事業体のような一定のハイブリッド支店の利用は、サブパートF規定に反すると結論付けている。この告示は、財務省と内国歳入庁が、一定のハイブリッド支店を明確にする規則を発行することを知らせるものである。」

ここでは、チェック・ザ・ボックス規則の導入当初の時点で、既に財務省・内国歳入庁の抱いた政策意図と現実との間に乖離があったことを指摘しておきたい<sup>20)</sup>。

#### 4. エンロンの海外活動の実態

本節では、前節を踏まえつつ、エンロンの海外での活動実体にしぼりながら、その金額的な影響について検証したい。

##### (1) 国外投資の活発化：外国事業体の増加

【表4】により、エンロングループの状況をみてみよう。一見して、エンロングループの企業・事業体数が増加していることがわかる<sup>21)</sup>。

連邦政府・州政府への申告社数は、1997年の1624社から2000年の3908社へと、2.5倍もの増加である。さらにその内訳を見ると、エンロンは国内投資と海外投資の両者を拡大させていたことがわかる。この点について確認してみよう。

アメリカでの国内投資の増大は、「エンロンの連結納税申告書に含まれる企業」、「エンロンの連結納税申告書の枠外の事業体」といった、国内法人の申告数の増加から見て取れる。しかし、エンロングループの海外投資という視点から見た場合に注目すべきは、連邦政府への申告の「外国情報申告書に含まれる事業体（支店）」の項目であろう。というのは、これらの事業体が、エンロンの海外投資の状況を示しているからである。

「外国情報申告書に含まれる事業体（支店）」は、アメリカ親会社が外国子会社（間接的に支配している外国孫会社等を含む）を有する場合、外国情報申告書として外国子会社等に関する情報を、内国歳入庁（IRS）に報告している事業体である。

申告数に着目すれば、1997年の628事業体から2000年には1485事業体と、4年間で約2倍の

---

20) ハイブリッド事業体が国際的租税回避に利用されるという懸念は、チェック・ザ・ボックス規則の検討段階でも既に表明されていたが、将来の検討課題として位置づけられていた（本田（2006：103-104））。

21) 会計上の連結範囲は租税法上の連結納税の範囲よりも広く、グループ会社の租税負担を考慮する際には会計上の数値を手がかりにできる。実際エンロン社はSECに提出する年次報告書（Form 10K）の中でグループ会社についても開示しているが、複数セグメントで同一企業を記載しているため、そのままカウントすると重複してしまう。また重要性の原則に従って省略している場合もある。そこで、会計上の連結の範囲よりも狭くなるが、租税統計上のデータを用いた。

【表4】 エンロングループの申告納税社数<sup>(注1)</sup>

(単位：社)

対象企業（事業体・支店）		1997	1998	1999	2000
連邦	エンロンの連結納税申告書に含まれる企業	274	333	502	713
	エンロン連結納税申告書の枠外の事業体 <sup>(注2)</sup>	58	164	178	190
	外国情報申告書に含まれる事業体（支店）	628	842	1,048	1,485
	パートナーシップ申告書に含まれる事業体（支店）	42	55	94	98
	連邦合計	1,002	1,394	1,822	2,486
州	合算申告書	22	33	24	22
	合算申告書以外	600	800	1,000	1,400
	州合計	622	833	1,024	1,422
連邦・州合計		1,624	2,227	2,846	3,908

(注1) 形式上 (pro-forma) の申告企業 (チェック・ザ・ボックス, 会計, 法律上の支店) を含む。

(注2) 約15~20の独立企業又は連結納税申告企業

(資料) Joint Committee on taxation (2003), AppendixB, p. 6.

【表5】 エンロンにおける被支配外国法人 (CFC) の推移

(単位：社)

	申告書 <sup>5471</sup>	増加率 (対前年比)
	社	
1992	84	
1993	108	28.6%
1994	128	18.5%
1995	211	64.8%
1996	247	17.1%
1997	378	53.0%
1998	491	29.9%
1999	501	2.0%
2000	564	12.6%

(資料) Joint Committee on taxation (2003), p. 382.

増加である。1990年代後半にかけてエンロンが外国事業に積極的に展開し、投資を拡大させていたことが確認できるであろう。

国外投資の形態について、もう少し詳しく見てみよう。【表5】は、「外国情報申告書に含まれる事業体（支店）」のなかでも、アメリカ親会社の被支配外国会社 (CFC) のみを抽出した申告社数である。

先に見たように、チェック・ザ・ボックス規則の施行により、「ケイマン・トライアングル」のうち、ケイマン子会社 (CFC) 設置の必要がなくなった。このことは、CFCの増加が鈍化することを意味する。確かにCFCの増加傾向は緩やかになった。しかし、チェック・ザ・ボックス規則の導入以降もCFCの申告社数が増加していることも確認できる。つまり、増加傾



向は緩やかであるが、依然としてアメリカ親会社が支配する国外子会社（CFC）が増加していることに変わりはない。

エンロンは外国に電力プラントやガスパイプラインを建設し、それを売却する事業を積極的に展開した。それらの投資に多くの失敗があることを予測しつつも、成功するプロジェクトが会社に十分な収益を生み出せばよいというスタンスであった<sup>22)</sup>。

また、仮にエンロン親会社自身で海外に先行進出し、成功後に外国子会社設立となると、設立時に親会社から子会社への無形資産譲渡とみなされ、親会社で課税されることになってしまう。これを避ける必要もあった<sup>23)</sup>。加えて、エンロンの国際租税戦略は、外国事業に進出した企業が通常採用する外国税額控除の利用ではなく、課税繰延べを利用するというものであった。

これらの戦略を実行するためには必然的にプロジェクトにおいて複数の事業体を組成する必要がある、その結果が外国事業体の著しい増加となってあらわれたのである。

以上のような、エンロンの「外国情報報告書に含まれる事業体（支店）」の増加は、エンロンの国際租税戦略に合致し、先に見た1990年代の海外進出における出資関係の間接化・複雑化とも整合しているとも言えるであろう。

## （２）課税繰り延べの状況：フローとストックからの検証

### フロー面（損益面）

#### 1) 課税ベースに与えた影響

エンロンの活動が課税ベースに与えた影響を見てみよう。【表6】は、1996年から2000年までの5年間について要約したものである。先に見た【表1】で乖離は、【表6】の（A）と（C）の乖離に相当している<sup>24)</sup>。一見して、エンロンが会計上は利益を計上しながら、租税法上は欠損金を計上していることがわかるであろう。

まずは、「連結範囲の調整」の部分を見てみよう<sup>25)</sup>。「パートナーシップ」の項目には、連結財務諸表の連結対象であるが、連結納税制度の適用外になる外国事業体や国内事業体などが含まれている。注目すべきはその金額が1996年の145百万ドルから2000年の6899百万ドルへと約48倍も増加した点である。また「外国法人」の金額も1996年の232百万ドルから2000年には1722百万ドルへと約7倍も増加している。被支配外国法人（CFC）や外国事業体等による積極展開により、国外所得の金額的規模が拡大したことが分かるであろう。

---

22) Joint Committee on taxation (2003 : 376).

23) Joint Committee on taxation (2003 : 380).

24) ただし、【表6】の（A）と（C）は対象となる企業数が一致していない。【表1】との対応を厳密にするには（C）に連結納税対象外の会社の課税所得と合算する必要があるが、資料上の制約から合算前のもので比較している。

25) 税制・会計統合アプローチによる包括的な検討は、関口 [2006] 参照。

〔表6〕 エンロンの租税制度と会計制度の調整過程

(百万ドル)

	1996 <sup>(*)2)</sup>	1997 <sup>(*)2)</sup>	1998 <sup>(*)2)</sup>	1999 <sup>(*)2)</sup>	2000 <sup>(*)2)</sup>	累計	
連結財務諸表上の会計利益 (税引前) <sup>(*)1)</sup>	855	15	878	1,128	1,413	4,289	
(A) 連結財務諸表上の会計利益 (税引後 = SEC の10K)	584	105	703	893	979	3,264	
連結範囲の調整	純利益減算 (連結納税申告書対象外の事業体)	473	444	989	1,900	8,966	12,772
	内国法人 (80%未満被所有)	96	189	149	152	345	931
	外国法人	232	44	521	1,110	1,722	3,629
	パートナーシップ	145	211	319	638	6,899	8,212
	純利益加算	1,322	1,300	1,898	4,119	13,883	22,522
会計上の会社間取引消去: 租税法上は合算対象	1,322	1,300	1,884	3,997	13,625	22,128	
事業体: 租税法上は合算対象	0	0	14	122	258	394	
(B) 連結納税申告書上の会計利益合計 (税引後 = sche - M1)	1,433	961	1,612	3,112	5,896	13,014	
会計から租税への調整	投資損益 (Equity Earnings: 個別に申告書提出)	1,183	1,023	1,688	2,868	5,516	12,278
	パートナーシップ純損益調整 (証券化含む)	107	122	109	338	481	1,157
	租税法上支払利息 (租税法上負債, 会計上少数株主持分)	2	24	3	12	149	190
	IRC 1259規定 (みなし売却)による所得	0	0	0	0	5,566	5,566
	ストックオプション控除	113	9	92	382	1,560	2,156
	雇用主所有生命保険の保険調整 (COLI)	19	24	27	35	20	125
	デリバティブ時価評価調整 (Mark to Market)	118	118	333	906	537	1,776
	減価償却費調整	67	65	57	124	154	467
	連邦税等	159	35	45	128	193	234
	その他	293	281	101	223	137	589
(C) 連結納税採用企業の課税所得合計 (欠損金控除前)	310	503	752	1,458	3,100	77	

連結納税申告書にかかわる連結財務諸表上の「未払法人税等」	0	0	0	0	63
------------------------------	---	---	---	---	----

\* 1: 「Net income+Income tax expense」。「少数株主損益」と「会社債務となる子会社発行株式の支払配当」は考慮外。

\* 2: 決算修正考慮前

(資料) 関口 (2006a)

次に「会計から租税への調整」の部分のみよう<sup>26)</sup>。本稿と関連するのは、タックス・シェルターに関連する仕組取引（「租税法上支払利息」、「IRC1259規定 (みなし売却)」等）の部分である。それらのスキーム自体も興味深いものであるが、ここではそのスキームが基本的には会計上の利益を早期に計上して、課税の繰り延べを行うものであることを指摘するにとどめておこう<sup>27)</sup>。

このように、「連結範囲の調整」の部分にしても「会計から租税への調整」にしても、被支配外国法人 (CFC) や外国事業体を使った課税繰り延べのスキームによる差異が含まれてい

26) アメリカの会計制度では個別財務諸表においても持分法を適用するので、企業の利益の段階で既に「投資損益」を含んでいる。そのため、会計利益から課税所得に至る算出過程では、連結納税申告書の「連結納税対象企業の会計利益」合計額から「投資損益」を差し引く必要がある。

27) 各仕組取引にかかる繰延金額の詳細は、関口 (2006a) 参照。エンロン社のタックス・シェルターのスキームは Joint Committee on taxation (2003) を、邦語では本庄編 (2004) を参照。

【表7】 エンロングループの法定実効税率と実際実効税率の乖離内訳

(単位：百万ドル)

	1992	1993	1994	1995	1996(*1)	1997(*1)	1998(*1)	1999(*1)	2000(*1)	
法定実効税率	34.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	
実際法人税負担率 (税効果後)	21.6%	28.9%	26.9%	35.5%	31.7%	598.3%	20.0%	9.2%	30.7%	
税金費用の分析	法定実効税率による税金費用	135	163	217	282	299	5	307	395	495
	州法人税の純額	17	19	5	36	7	21	15	20	35
	硬質ガス田 (tight gas sand)税額控除	40	65	37	23	15	12	12	6	0
	外国との税率差異	8	5	1	3	0	2	7	79	34
	投資損益 (equity earning)	1	12	23	31	28	38	38	114	75
	少数株主損益	6	10	11	15	27	28	7	9	0
	資産及び証券売却に伴う差異	20	0	0	17	15	79	125	122	168
	営業権償却	0	0	0	0	0	9	18	18	23
	雇用主所有生命保険の保険金受取額	0	0	0	0	27	7	10	10	0
	毎月分配型優先株式関係の監査修正	0	0	0	0	0	0	0	20	0
	法人税率変更に伴う差異	0	46	0	0	0	0	0	0	0
	その他	18	31	5	14	6	23	6	12	8
	実際税金費用 (Income tax expense)	86	135	167	286	271	90	176	104	434
	法人税等 (current tax expense)	104	83	73	68	64	84	88	83	227
	連邦税	78	57	49	29	16	29	30	29	112
	州税	13	14	13	25	11	9	8	6	22
	外国法人税	13	12	11	14	37	46	50	48	93
	法人税等調整額 (deferred tax expense)	15	4	93	215	207	174	87	21	207
	連邦税	40	26	77	157	174	39	14	159	13
	州税	13	15	5	30	1	42	11	23	14
外国法人税	12	15	21	28	34	93	90	157	180	
繰延税金負債 (純額)	1,819	1,865	1,958	2,199	2,418	2,255	2,331	2,012	1,782	
繰延税金負債	2,036	2,102	2,245	2,514	2,796	3,081	3,285	3,722	2,594	
減価償却費・減耗償却	1,552	1,565	1,583	1,617	1,622	2,036	1,940	1,807	1,813	
価格リスク管理活動 (契約繰延修正費用)	107	73	256	427	536	457	645	1,133	182	
その他	377	464	406	470	638	588	700	782	963	
繰延税金資産	217	237	287	315	378	826	954	1,710	812	
AMT 税額控除	189	219	236	231	235	247	238	220	254	
繰越欠損金					78	361	605	1,302	369	
その他	28	18	51	84	65	218	111	188	189	

\* 1 : 決算修正考慮前

(資料) 関口 (2006a)

る点で共通し、その金額も大きい。

2) 租税負担に与えた影響

続いてエンロンの国外での活動が、エンロンの全社的な租税負担に与えた影響について【表7】により確認してみたい。

まず、「実際税金費用」にある「法人税等」の内訳を見てみよう。「外国法人税」を見ると、90年代後半は前半に比べて納付額が増加している。一方、「連邦税」を見ると、90年代後半はむしろ減少傾向にあることがわかる。つまり、1990年代後半は本国アメリカへの連邦法人税の納付額が減少する一方で、外国への納付額が増加している。

次に負担率に目を向けてみよう。一見して、「法定実効税率」に比べて、「実際法人所得税負担率」(「実際税金費用」/「連結会計利益 (税引前)」) が低くなっていることが確認できるであろう。ここでは、特に「法定と実際の差異内訳」に表示される部分を見てみよう。この部分は

会計上の利益により算定される「法定実効税率による租税費用」が、現実の税金費用である「実際税金費用」になる要因を示している。また、金額のマイナスは、会計利益にアメリカの実効税率を乗じて算出した税額よりも、現実の納税額を少なくした要因を示している。そこでこれまでの議論と関連する「外国での税率差異」に着目すると、1999年には79百万ドル、2000年は34百万ドルのマイナスである。これは、ケイマン諸島等の低税率国を経由した外国事業への積極展開の効果により、若干ではあるがグループ全体で租税負担の軽減が実現できたことを示している。

以上により、次のことが確認できるであろう。確かに、先に見たスキーム等による外国事業への積極展開により、国外所得自体の規模は増加し「外国法人税」の額が増加した<sup>28)</sup>。しかし、エンロンは、これらの国外所得をアメリカ本国に送金せずに低税率国のケイマン諸島等に留保し、さらに国外所得のうちアメリカ本国のサブパートF所得として合算課税の適用を受けない所得に転換する戦略を採用した。これによりアメリカ本国での「連邦税」等の追加負担を回避し、グループ全体の租税負担を削減したのである。

#### ストック面（資産・負債面）

これまでの議論をストック面から見ても同じことが言える。再び【表7】に戻り「税効果会計」の部分に計上されている繰延税金資産・負債の視点から見てみよう。一般的に、法人企業がアメリカから海外に進出して所得を得た場合で、進出先の税率がアメリカの税率よりも低い税率だったとすると、その所得をアメリカに配当した時点で税率差分の租税負担がアメリカで生じる。

アメリカの会計基準では、「一定の要件」を満たしている場合には、低税率国での国外所得の発生時に、税率差分だけ将来の配当時の租税負担増加を認識する（繰延税金負債を計上する）。低税率国の子会社の留保所得は、当期の連結財務諸表には含まれているが租税法上の課税所得には含まれないので、会計制度よりも租税制度上の所得の認識が遅くなる。そこでそのズレから生じる租税負担の認識のズレを、会計にあわせて早期に認識する作業をするのである。また、「一定の要件」を満たし、外国税額控除の際に生じる繰越控除額は、将来の控除が可能となった時にアメリカでの租税負担を軽減するので、早期に租税負担軽減の認識を行う（繰延税金資産を計上する）。

したがって、これらの租税負担増加の早期認識（繰延税金負債の認識）や租税負担軽減の早期認識（繰延税金資産の認識）を行う場合に問題となるのは、「一定の要件」の内容である。ここで注目するのは、「一定の要件」の中の一つに、子会社等が「親会社に配当することが確実であること」と定めている点である<sup>29)</sup>。

28) 国外の繰越欠損金も増大しているので、外国事業体の業績が全般的に良かったわけではない。この点については、関口（2006a）参照。

29) Statement of Financial Accounting Standards (FAS) No.109. なお、Collins, J., J. R. M.

【表7】の「税効果会計」における繰延税金資産・負債の内訳や、エンロンの年次報告書の注記を見る限り、これらの要因による繰延税金資産・負債の計上をおこなっていない<sup>30)</sup>。このことは、間接的にはあるが、エンロングループとして被支配外国会社（CFC）等の国外留保利益を、アメリカ本国親会社に配当する政策を選択していないことを表明していることになる。この点もこれまで確認してきたことと整合的である。

最後に、アメリカの連結納税による課税を受けていない法人等の租税負担について確認してみよう。フロー面で確認したように、1996年から1999年まで、会計上利益を計上しているにもかかわらず、アメリカ国内での「連結納税申告書」での納付額はゼロであり、ストック面でも「連結納税申告書」で発生した租税債務を見ればゼロである。とはいえ、エンロングループ全体でゼロであったわけではない。

【表8】は、エンロンの連結納税制度以外の租税負担も含めた、エンロングループ全体の連邦租税債務を示している。2000年の連結納税申告書での未払法人税額は63百万ドルにすぎないが、連結財務諸表の「未払法人税」の額は131百万ドルと約2倍である。この差は、「エンロンの連結納税申告書の枠外の事業体」や「外国情報申告書に含まれる事業体（支店）」等のアメリカでの連結納税による課税を受けていない法人等の租税負担額である。ここでは、「EOGの単体報告書」や「その他の申告書」の租税債務を合算することで、初めてエンロングループ全体の租税債務となることに留意すべきであろう。つまり、アメリカ本国での課税を回避するために国外に所得を繰り延べた場合であっても国外所得に対する租税負担がゼロになるわけではない。国外の低税率国で課税を受けていれば、低い租税負担ではあるものの、租税負担自体は発生している。問題は、低税率国での留保により、アメリカ本国での追加負担が生じない点にあるのである。

【表8】 エンロンの連結財務諸表上の租税債務

(単位：百万ドル)

	1996	1997	1998	1999	2000
連結納税申告書	0	0	0	0	63
EOG（連結子会社）の個別申告書 <sup>(注)</sup>	10	10	8	9	
その他の申告書	9	24	24	46	68
連結財務諸表上の「未払法人税等」	19	34	32	55	131

(注) 1996年～1999年のEOG所有割合は53%～79%であった。

(資料) Joint Committee taxation (2003), AppendixB, p. 27.

Hand, and D. A. Shackelford (2001) も参照。

30) Joint Committee on taxation (2003 : 371) も参照。

## 5. むすびにかえて

本稿では、アメリカの資金循環過程の一側面に対する課税の側面、とりわけ海外直接投資から生じた国外所得に対する、アメリカの租税政策について着目してきた。

アメリカ国内の法人所得税収の側面から整理してみよう。1990年代は一貫して国外実効税率が低下傾向にあり、その有力な要因として国外所得を低税率国に留保していることがあることを確認した。低税率国での留保は、本国アメリカでの追加負担が生じないので、アメリカの法人所得税収という視点から見た場合、税収の減少要因となる。

アメリカでは国外所得を親会社に配当せずに留保することで、本国親会社の課税を意図的に繰り延べるような行為を抑止すべく、サブパートF規定を設けている。しかし、租税回避スキームによる所得分類の変更により、サブパートF規定が機能不全に陥っている状況を確認した。このサブパートF規定の機能不全も、本国アメリカで合算される課税所得の減少を意味するので、アメリカの法人所得税収の減少要因となる。

つまり、低税率国での留保とサブパートF規定の機能不全は、アメリカの課税権が国外源泉所得に及びにくいことを意味するので、アメリカの法人所得税収の減少をもたらす要因の一つとなったのである<sup>31)</sup>。

最後に、政策当局の対応について触れてみよう。これまで確認してきたように、1990年代の後半の国内の好景気時代には、海外直接投資から生じる国外の所得も増加していたが、アメリカ国内で納付する法人所得税の税収はそれほど増加しなかった。その一つの要因が、低税率国に所得を留保し、その留保所得がサブパートF規定を受けないようにする租税回避スキームがあった。そして、そのような租税回避スキームは、1997年に施行されたチェック・ザ・ボックス規則により、さらに利用されるようになっていく。このような現実を、法的安定性の確保や簡素化を意識してチェック・ザ・ボックス規定を導入したアメリカ財務省・内国歳入庁 (IRS) の政策意図とは異なるものであった。

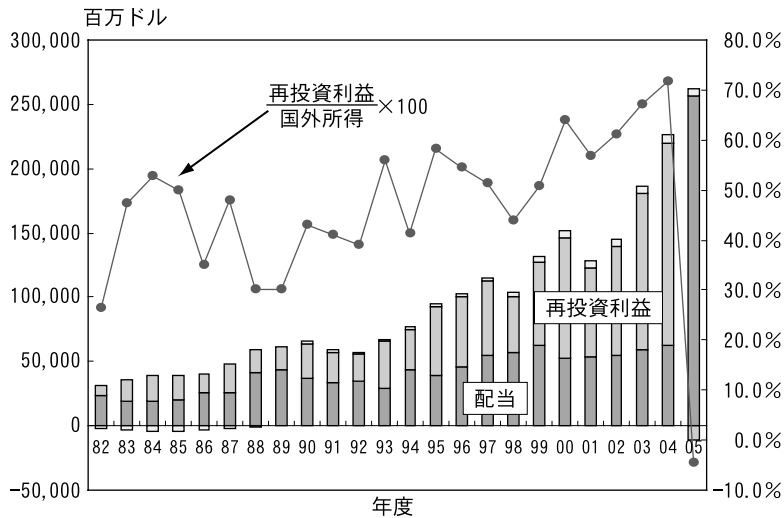
そのため、アメリカ財務省や議会も課税繰延等による国際的租税回避に対応すべく精力的な調査・研究を行ってきた<sup>32)</sup>。しかし、国外留保利益の増加と課税繰延という現状を打破するような抜本的な改正が行われることはなかった。海外直接収益の動向を示す【図6】をごらん頂きたい。

国外所得（配当と再投資利益の合計）に占める「再投資利益」（国外留保利益）の割合は、小さい上昇・下落を経ながら1980年代から徐々に上昇し、とりわけ1990年代後半のチェック・

31) この状況は、アメリカ企業の全世界単位で見た租税負担の低下要因にもなっている。

32) 例えば、Department of the Treasury (2000) を参照されたい。

【図6】 海外直接投資収益の動向 (1982-2005年)



(資料) Department of Commers, Bureau of Economic Analysis (2006), table6より作成。

ザ・ボックス規定の導入後の上昇が著しいことがわかるであろう。

ところが、この状況は2005年になると大きく変化する。70%を超えた「再投資利益」(国外留保利益)の割合が一気にマイナスにまで落ち込むからである。その変化は、「海外直接投資収益」の内訳を見るとさらに明確となる。一見して、国外での留保利益を示す「再投資利益」が著しく減少し、アメリカ本国への送金を示す「配当」が著しく増加していることがわかるであろう。この内訳の変化に影響を与えた有力な要因が、大統領選を控えたブッシュ政権のもとで、2004年10月22日に成立したアメリカ雇用促進法 (American Job Creation Act) である。

この法律には複数の租税法の改正が含まれているが、アメリカ本国への送金を示す「配当」の増加に影響を与えたのは、国外所得をアメリカに再投資させることを奨励する租税優遇措置である。その内容は、アメリカ親会社が被支配外国法人 (CFC) から送金 (配当) を受け、その金額を国内投資に向ければ、アメリカ親会社に送金受取額の85%の所得控除を認めるものである<sup>33)</sup>。

この措置は国外留保利益の増加・累積による本国課税の繰延・回避という現状を打破するような抜本的な改正ではなく、低税率国に留保されている資金を本国に還流させ、その資金でアメリカ国内投資を活発化させることを意図したものである。とはいえ、この政策の背景には、本稿で確認してきた1990年代までのアメリカ企業による国外留保利益の累積という実態があったことは、もはや言うまでもないであろう<sup>34)</sup>。

33) 本庄 (2006) 参照。

34) ブッシュ政権期の国際租税政策については、改めて別の機会に論じることにしたい。

## &lt; 主要参考文献 &gt;

- Collins, J., J. R. M. Hand, and D. A. Shackelford (2001), "Valuing Deferral: The Effect of Permanently Reinvested Foreign Earnings on Stock Prices." in J. R. Hines Jr. (ed) *International Taxation and Multinational Activity*, Chicago: The University Chicago Press.
- Department of the Treasury (2000), "The Deferral of Income Earned Through U. S. Controlled Foreign Corporations.", *A Policy Study*, Office of Tax Policy.
- Department of the Treasury (2002), "Corporate Inversion Transactions: Tax Policy Implications.", Office of Tax Policy.
- Department of Commers, Bureau of Economic Analysis (2006), *U. S. International Transactions Accounts Data*.
- Desai, Mihir A., C. Fritz Foley, and James R. Hines Jr. (2001), "Repatriation Taxes and Dividend Distortions.", *National Tax Journal* Vol. 54. No. 4.
- Desai, M A. (2002), "The corporate profit base, tax sheltering activity, and the changing nature of employee compensation.", Working Paper, NBER and Harvard University.
- Desai, Mihir A. and James R. Hines Jr. (2004), "Old Rules and New Realities: Corporate Tax Policy in a Global Setting.", Ross School of Business Working Paper series Working Paper No. 920.
- Desai, Mihir A., C. Fritz Foley, and James R. Hines Jr. (2006), "Taxation and Multinational Activity: New Evidence, New Interpretations.", *Survey of Current Business*.
- Hartman, D. (1984), "Tax Policy and Foreign Direct Investment in the United States.", *National Tax Journal*, vol. 37.
- Henry Loue, Gerald Siliverstein, and Donald J. Rousslang. (2006), "Measuring Company's Foreign Tax Credit Position.", OTA Papers, Office of tax analysis.
- Joint Committee on taxation (2003), *Report on Investigation of Enron Corporation and Related Entities Regarding Federal Tax and Compensation Issues, and Policy Recommendations.*, JCS 3 03. Washington, D. C. : Government Printing Office
- Sullivan, Martin A (2002), "Data Show Big Shift in Income to Tax Havens.", *Tax notes*, Nov18.
- Sullivan, Martin A (2004), "Shifting of Profits Offshore Costs U. S. Treasury \$10 Billion or More.", *Tax notes*, Sept 27.
- U. S. Department of the Treasury, *Statistics of Income Corporation Income tax Returns*, U. S. Government Printing Office. various issues.



Yin, George K. (2003), "How much tax do large public corporations pay?: Estimating the effective tax rates of the S&P 500", *Virginia law review*, vol. 89.

- 片桐正俊 (2005) 『アメリカ財政の構造転換』 東洋経済新報社。
- 河音琢郎 (2006) 『アメリカの財政再建と予算過程』 日本経済評論社。
- 渋谷博史 (2005) 『20世紀アメリカ財政史 [ ]』 東京大学出版会。
- 関口智 (2005) 「アメリカ法人税制におけるミニマム・タックスの政策意図と現実」 『立教経済学研究』 第59巻第2号。
- 関口智 (2006a) 「1990年代の財政再建期における法人所得税制 - 連結納税・パートナーシップ・エンロン」 渋谷・渡瀬編 『アメリカの連邦財政』 第4章, 日本経済評論社。
- 関口智 (2006b) 「ストック・オプションと法人・個人所得税制 - 政策論理の解明と連邦・州財政への影響」 渋谷・渡瀬編 『アメリカの連邦財政』 第5章, 日本経済評論社。
- 関口智 (2006c) 「アメリカ連邦・州政府における法人所得税・社会保障税・個人所得税の相互関連 C 法人・S 法人・ユニタリータックス・LLC・EITC 」 『立教経済学研究』 60巻1号。
- 田近栄治 (1990) 「税制と海外直接投資」 貝塚・石・野口・本間・宮島編 『グローバル化と財政』 第3章, 有斐閣。
- 中里実 (2002) 『タックスシェルター』 有斐閣。
- 藤巻一男 (2002) 「海外直接投資の動向と国際課税に関する一考察」 『税務大学校論集』 第40巻。
- 本庄資編 (2004) 『タックス・シェルター 事例研究』 税務経理協会。
- 本庄資 (2006) 「ブッシュ政権の租税政策 - 外国投資政策 (1) (2)」 『税経通信』 3~4月号, 税務経理協会。
- 本田光宏 (2006) 「ハイブリッド事業体と国際的租税回避について」 『フィナンシャル・レビュー』 財務省財務総合研究所。
- 増井良啓 (2002) 『企業結合課税の理論』 東京大学出版会。
- 水野忠恒編 (2005) 『国際課税の理論と課題 (2 訂版)』 税務経理協会。
- 宮島洋 (1989) 「利子国際課税の理論と現実」 『経済の国際化と税制』 金融調査研究会。
- 渡邊幸則 (2000) 「チェック・ザ・ボックス規制について」 碓井・小早川・水野・中里編 『金子宏先生古希祝賀 公法学の法と政策 上巻』 有斐閣。